



平成 21 年 9 月 8 日

各 位

会 社 名 ゼネラルパッカー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 梅森 輝信
(J A S D A Q ・ コード 6 2 6 7)
問 い 合 わ せ 先 取締役管理部長 小関 幸太郎
電 話 番 号 0 5 6 8 (2 3) 3 1 1 1 (代 表)

定款一部変更に関するお知らせ

平成 21 年 9 月 8 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 10 月 23 日開催予定の第 48 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたことから、これらに対応するために株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。また、変更に係る経過的な措置を定める附則を設けるものであります。
- (2) ジャスダック証券取引所の上場制度の整備に伴う業務規程の一部改正により、「上場会社の企業行動に関する規範」が施行されたことに伴い、規範に対応するために監査役会を設置することとし、これに伴う規定の新設を行うものであります。
- (3) 法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を選任することとし、その補欠監査役の選任決議の効力についての規定を新設するものであります。
- (4) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(機 関)	(機 関)
第 4 条 (条文省略)	第 4 条 (現行どおり)
(1) (条文省略)	(1) (現行どおり)
(2) (条文省略)	(2) (現行どおり)
(新 設)	(3) <u>監査役会</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 当会社の株式については、株券を發行する。</p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不發行)</p> <p><u>第9条</u> (条文省略)</p> <p>2. <u>当会社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を發行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条</u> 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第12条</u> 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(削 除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p><u>第8条</u> (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第11条</u> 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>第13条 ～ 第29条</p> <p>(条文省略)</p> <p>第5章 監査役</p> <p>(員数) 第30条 当社の監査役は、3名以内とする。</p> <p>第31条 ～ 第32条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第12条 ～ 第28条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>第30条 ～ 第31条</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(補欠監査役)</u> 第32条 <u>会社法第329条第2項に基づく補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> 2. <u>補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u> 第33条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
	<p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第35条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。議事録には、出席した監査役が記名押印または電子署名を行う。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
第33条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)
(新 設)	<p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u> <u>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第34条 ～ 第37条 (条文省略)	第39条 ～ 第42条 (現行どおり)
(新 設) (新 設)	<p><u>(附則)</u> <u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	第2条 前条および本条は、平成22年 <u>1月5日まで有効とし、平成2</u> <u>2年1月6日をもって前条およ</u> <u>び本条を削るものとする。</u>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成21年10月23日（金）

定款変更の効力発生予定日 平成21年10月23日（金）

以上